

平成 19 年 5 月 10 日

作業員の負傷について

東京電力株式会社
福島第二原子力発電所

平成 19 年 5 月 9 日午前 11 時 30 分頃、定期検査中の 2 号機原子炉建屋地下 2 階において、当社作業員が残留熱除去系*の点検作業の準備中に仮設足場から降りた際、左足首をひねり負傷したため、業務車にて病院に搬送しました。

診察の結果、「左足関節外果（くるぶし）亀裂骨折、左足関節靭帯損傷」と診断されました。

なお、本人は診察後、事務所に戻りました。

当該作業員に放射性物質による汚染はありません。

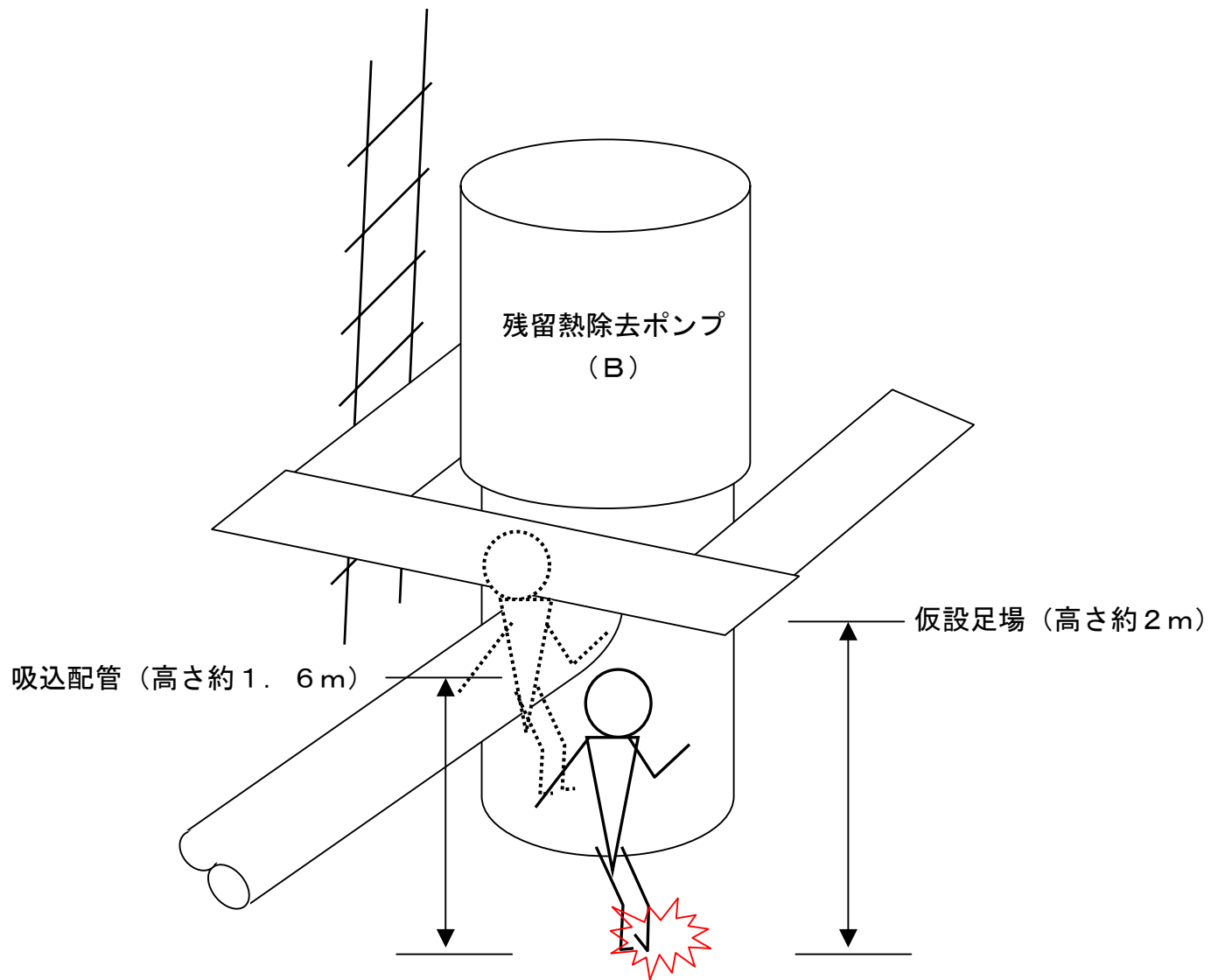
確認の結果、当該作業員は仮設足場から降りた際、昇降用梯子を使用せず、近傍の足元が不安定な配管（高さ約 1.6m）の上を伝って降りていたことがわかりました。

対策として、所内および協力企業作業員に、仮設足場を昇降する場合、昇降用梯子等を使用することを周知・徹底します。

以 上

*：残留熱除去系

原子炉を停止した後の冷却（燃料の崩壊熱の除去）や非常時に原子炉水を維持する系統。



災害発生状況概略図